

中国におけるダフ屋駆逐作戦

弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 松本 亮

PROFILE

10月12日から15日にかけて、上海旗忠ゴルフクラブにおいて、ビューイックLPGAが開催された。世界で活躍する洪野日向子や畑岡奈紗のプレーを間近で見ることができるということで、多くの上海在住の日本人が観戦に行ったようである。チケットは事前販売されていたが、数日前には完売になりチケットを入手できなかった人も少なからずいたようである。

中国では、このようなイベントには必ずダフ屋（中国語で「黄牛」という）が、入口近くでチケットを販売している。2016年、松山英樹が上海のシャァンゴルクラブでHSBCツアーの優勝を飾った時は、最終日もダフ屋からチケットを購入することができたようである。そのため、今回チケットを入手できなかった人の中には、ゴルフ場の近くにさえ行けばダフ屋から入手できるだろうと考えた人もいたようである。しかし、残念ながら、今回はダフ屋が一人もおらず、泣く泣く帰宅したという人がいたようである。

日本では「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」（いわゆる「チケット不正転売禁止法」）が、特定興行（いわゆる有料のコンサートなど）のチケットを高額で転売する行為や、高額で転売する目的で購入する行為を禁止している。

他方、中国では中華人民共和国治安管理処罰法第52条(3)によれば、「バス、船、航空の切符、文芸演出のチケット、体育大会の入場券その他価値を有するチケットなどを偽造、

変造、転売する行為」は、「10日以上15日以下の拘留とし、1000元以下の罰金を併科することができる。情状が軽い場合には5日以上10日以下の拘留とし、500元以下の罰金を併科することができる。」として転売行為を禁止している（これは転売するダフ屋を罰する規定であり、チケットをダフ屋から購入する行為そのものは中国では違法とはされていない）。

しかし中華人民共和国治安管理処罰法が施行されたのは2006年であり、松山英樹が優勝した2016年には既に施行されていた。なぜ今年はダフ屋が一人もいなかったのか、単に厳しく取り締まられ始めたという点だけが原因ではないようである。

今回のチケット購入時には、We chatやAlipayといったプラットフォームアプリを使って、実名登録を行い、パスポートなどの身分証明書をアップロードして、購入者と来場者の紐づけをしたようである。入場時には、原則として身分証明書の提示を求められ、本人であることを確認された上でようやく入場できたということである（今回は顔写真まではアップロードが不要だったということであるが、イベントによっては顔認証のものもあると思われる）。これではダフ屋が出てくる幕はない。まさに技術の進化がダフ屋を駆逐したといえよう。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebash.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。